

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請添付書類

添付書類等	新規申請	更新申請	変更申請	変更届等	備考
(特管)産廃許可申請書	●	●			様式第8号又は14号(特別管理)
同上事業範囲変更許可申請書			●		様式第10号又は16号(特別管理)
(特管)産廃処理業変更届出書				●	様式第11号又は17号(特別管理)
申請手数料(県証紙)	●	●	●		山口県手数料徴収規則に定める手数料 処分業(新規100,000円,更新94,000円,変更92,000円) 特管処分業(新規100,000円,更新95,000円,変更95,000円)
事業計画の概要書	●	□	●		添付書類四の1～5
処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	●	□	●	△	添付書類五
事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	●	●	●		添付書類六
資産に関する調書(申請者が個人の場合)	●	●	●		添付書類七
事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする書類					
・平面図等、設計計算書	●	□	□	△	
・施設の所有権、設置場所の土地登記簿謄本、分間図	●	□	□	△	所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類(使用承諾書等)
・施設の付近見取図	●	□	□	△	
(特別管理)産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写し	●	●	●		変更許可申請の場合、直前の許可申請で提出した修了証の写しを添付すること。
直前3年の財務諸表等(法人)	◎	◎	◎		直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、個別注記表、法人税(国税)の納税証明書(その1)
直前3年の財務諸表等(個人)	●	●	●		資産に関する調書、直前3年の所得税の納税証明書(その1)
定款又は寄付行為	◎	◎	◎		申請者が法人の場合
法人登記事項証明書	◎	◎	◎	△	申請者が法人の場合
住民票 (本籍地の記載があるもの) (個人番号(マイナンバー)の記載のないもの) (外国人の場合は、国籍等の記載があるもの)	○	○	○	△	次に該当する各人について、提出すること。 ・申請者が法人の場合、その役員(監査役も含む) ・申請者が法人の場合、発行済株式の5%以上を保有する株主又は5%以上の出資者 ・申請者が個人の場合、その申請者
登記されていないことの証明書(東京法務局が発行する証明書)	○	○	○	△	・申請者が法に規定する未成年者である場合、その代理人 ・申請者に法に規定する使用人がある場合、その使用人
法人登記簿謄本	○	○	○	△	発行済株式の5%以上を保有する法人株主又は5%以上の出資法人について
欠格要件に関する誓約書	○	○	○	△	
現交付済許可証		●	●	△	

備考：●印～添付を要する書類

○印～先行許可証の提出がある場合、省略できる書類

△印～該当することがない場合、省略できる書類

□印～変更ない場合、省略できる書類

◎印～有価証券報告書の提出がある場合、省略できる書類

注1：関係書類の提出部数は正副2部

注2：公的証明書(法人登記簿謄本、住民票の写し、登記されていないことの証明書、所得税の納税証明書(その1))は、3ヶ月以内に発行されたものに限るが、コピー機による複写書類でも可